

岩倉市高齢者見守り家族支援サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症等により行方不明になる可能性のある高齢者を介護する者(以下「介護者」という。)に対して、位置情報専用端末機(以下「端末機」という。)を貸与する岩倉市高齢者見守り家族支援サービス事業(以下「事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、岩倉市とする。

2 市長は、当該事業の一部を、適切に実施することができると認められる事業者(以下「事業者」という。)に委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する者で次に掲げるものとする。

(1) 岩倉市において介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた者の介護者

(2) 市長が認めた行方不明になる可能性があるとして市長が認めた高齢者の介護者

(事業の内容)

第4条 対象者は、この事業による高齢者見守り家族支援サービス(以下「家族支援サービス」という。)を利用しようとするときは、岩倉市高齢者見守り家族支援サービス利用申請書(様式第1)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、岩倉市高齢者見守り家族支援サービス利用(決定・却下)通知書(様式第2)により通知するものとする。

3 前項の規定により利用の決定を受けた者は、誓約書(様式第3)に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(費用負担)

第5条 前条第2項の規定により利用の決定(以下「利用決定」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)は、この家族支援サービスを利用するときは、利用者負担金として、市の定める費用を負担するものとする。

2 前項の利用者負担金は、利用者が直接事業者を支払うものとする。

3 市は利用者が家族支援サービスを利用するにあたり必要となる端末機の加入料金及び充電用付属品セットの費用を負担するものとする。

4 利用者は、端末機を損傷し、又は滅失したときは、その損害に対する費用

を負担するものとする。

(利用決定の取消し)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 介護する行方不明になる可能性のある高齢者が、介護保険施設等に入所したとき又は2か月以上入院したとき。
- (3) 利用者から、利用辞退申出書(様式第4)があったとき。
- (4) 虚偽の申請によって、家族支援サービスの利用を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、家族支援サービスを利用する必要がないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項により利用決定の取り消しをするときは、岩倉市高齢者見守り家族支援サービス事業取消通知書(様式第5)により、利用者に通知するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

岩倉市高齢者見守り家族支援サービス利用申請書

岩倉市長 殿

介護者 住 所
氏 名
続 柄 （ ）
電話番号

次のとおり、高齢者見守り家族支援サービスの利用を申請します。

フリガナ		介護保険 被保険者 番号													
氏 名															
生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女												
住 所	〒 電話番号														
要介護度	要支援1・2 要介護1・2・3・4・5														
認知症の状況	1 自分の名前を 言える・時々言える・言えない 2 自分の住所を 言える・時々言える・言えない 3 ここ1年以内に家に戻れなかったことがある 常にある・時々ある・ない 4 簡単な日常会話に支障がある 常にある・時々ある・ない 5 自分の部屋、トイレを間違える 常にある・時々ある・ない 6 昼と夜の区別がつかない 常にある・時々ある・ない 7 家族、知人等を混同するなど人を間違える 常にある・時々ある・ない 8 落ち着なく歩き回ることがある 常にある・時々ある・ない 9 独り言を言っている 常にある・時々ある・ない 10 その他（ ）														
緊急連絡先	氏 名	続柄	住 所										電話番号		

様式第2（第4条関係）

岩倉市高齢者見守り家族支援サービス利用（決定・却下）通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市長

年 月 日付けで申請のありました岩倉市高齢者見守り家族支援サービスの利用については、次のとおり決定・却下したので通知します。

氏 名		介護保険 被保険者 番号																		
-----	--	--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

決定年月日		年 月 日	
決定事項			
1 承認する	適用年月日	年	月 日より
2 承認しない	理由		

様式第3（第4条関係）

誓 約 書

高齢者見守り家族支援サービス事業の利用に伴い、位置探索システム専用端末機等一式（以下「端末機等」という。）を借り受けるにあたって、下記事項を守ることを誓約します。

記

- 1 借用期間は、 年 月 日から返還を申し出た日、又は返還の命令を受けた日までとします。
- 2 端末機等を必要としなくなったとき、又は第3条に該当しなくなったときは、速やかに返還を申し出します。
- 3 端末機等を利用目的以外に使用したり、転貸、改良又は担保に供することはいたしません。
- 4 端末機等の全部又は一部を損傷又は滅失したときは、直ちにその状況を報告し、市の指示に従います。
- 5 故意又は過失にかかわらず、端末機等を損傷又は滅失したときは、損害に対する費用を負担します。

年 月 日

岩倉市長 殿

借受人 住 所

(介護者) 氏 名

様式第4（第6条関係）

岩倉市高齢者見守り家族支援サービス利用辞退申出書

令和 年 月 日

岩倉市長 殿

届出者 住所
氏名

岩倉市高齢者見守り家族支援サービスの利用を下記のとおり辞退したいので届け出ます。

記

利用者	住所	岩倉市
	氏名	
対象者	住所	岩倉市
	氏名	
理由		

様式第5（第6条関係）

年 月 日

様

岩倉市長

岩倉市高齢者見守り家族支援サービス取消通知書

ご利用いただいております「岩倉市高齢者見守り家族支援サービスについて、下記理由により利用の決定を取り消します。

記

理 由